

多摩市産業振興推進会議設置要綱を次のとおり定める。

令和 年 月 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市産業振興推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市（以下「市」という。）の産業振興に関する基本的な計画（以下「マスタープラン」という。）の策定、施策の推進その他市の産業振興に必要な事項の検討及び協議をするため、多摩市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) マスタープランの策定に関すること。
- (2) マスタープランに定める事業、施策等の推進に関すること。
- (3) マスタープランの進行管理並びに評価及び見直しに関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市の産業振興に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する 15 人以内のもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者 二人以内
- (2) 多摩商工会議所の職員 一人以内
- (3) 多摩市内に事業所を有する事業者 10 人以内
- (4) 市民経済部長
- (5) 都市整備部長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 推進会議の会議は、会長が主宰する。

- 3 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 推進会議の会議は、原則として公開する。ただし、会議の出席委員の過半数をもって決したとき又は第8条第1項に規定するオンライン会議により開催するときは、公開しないことができる。
- 7 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(部会)

第7条 推進会議に部会を設置することができる。

- 2 部会は、検討課題、施策等に応じ、専門的に検討及び協議を行い、その結果を推進会議に報告する。
- 3 部会は、委員のうちから会長が指名するもの及び委員の推薦する者のうちから市長が委嘱し、又は任命するもの(以下「部会員」という。)10人以内をもって構成する。
- 4 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は部会員のうちから会長が指名し、副部会長は部会員のうちから部会長が指名する。
- 6 部会長は、部会を招集し、会議を主宰する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オンライン会議等)

第8条 会長は、委員の都合その他の事情を勘案し必要と認めるときは、オンライン会議(電子計算機による情報通信技術を利用して遠隔地の委員間において映像及び音声の通信並びに資料の共有等を行う会議をいう。)の方法を用いて推進会議の会議を開くことができる。

- 2 会長は、緊急その他やむを得ない事由により推進会議の会議を開くことが困難であると認めるときは、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により、議事について意見を求めることをもって推進会議の会議の開催に代えることができる。
- 3 前項の場合において、委員から書面又はこれに代わる電磁的記録により議事についての意見の提出があったときは、当該意見の提出を委員の出席とみなして第6条第3項及び第5項の規定を適用する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と、「推進会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(謝礼)

第9条 委員及び部会員(市の職員である者を除く。)が推進会議又は部会の会議に出席したときは、予算の範囲内において市長が定める額を謝礼として支給する。

(庶務)

第10条 推進会議及び部会の庶務は、市民経済部経済観光課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。